

令和3年度

港湾における外来トラック等の自動運転技術に関する実証事業

実証事業実施場所 公募要領

■応募期間

令和3年6月11日（金）～令和3年7月28日（水）
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省港湾局港湾経済課港湾物流戦略室 門井、岡田、關、中村
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 46-855、46-854、46-643、46-644）
03-5253-8628（直通）

Eメール: kadoi-y86s3@mlit.go.jp
okada-g88hf@mlit.go.jp
seki-m2uj@mlit.go.jp
nakamura-k2cc@mlit.go.jp

<目次>

1. 事業の概要	
1. 1 背景・目的	2
1. 2 実証事業の概要	2
2. 応募の要件	
2. 1 応募資格	3
2. 2 応募要件	3
3. 応募方法	
3. 1 応募方法	4
4. 今後の流れ	
4. 1 実証事業実施場所の選定	5
4. 2 実証事業の実施	5

1. 事業の概要

1. 1 背景、目的

近年、労働力人口の減少や高齢化の進行により、トラックドライバーの不足が顕在化しつつあり、今後、更なる労働力不足の深刻化が懸念されている。このため、トラックドライバーの労働環境の改善のため、自動運転技術の活用が期待されており、今後、港湾内やその周辺においても外来トラック等が自動運転により走行することが見込まれる。しかしながら、港湾内やその周辺は通常の道路と走行環境が異なることから、強風雪等の特殊な走行環境・条件下においても、これらの外来トラック等の自動運転の安全性が確保されるよう、適切に対応することが必要である。このため、国土交通省港湾局（以下「港湾局」という。）では、準天頂衛星による RTK 測位（※）を活用し、港湾の貨物ターミナルにおけるトラック自動運転技術（レベル2）の安全性検証に係る実証を行うことを目的として、先導的な実証事業実施場所を募集する。

※RTK 測位：衛星を活用したリアルタイムの高精度測位方式（Real Time Kinematic）

1. 2 実証事業の概要

（1）実証事業実施場所・方法

実証事業実施場所は、応募者の提案によるものとする。実証事業の実施内容は、港湾局が策定するものとする。

（2）実証事業の時期と期間

選定された実証事業実施場所1箇所において、令和3年8月から令和5年3月までの約2年間実施する。

（3）関係者の役割分担（費用を含む）

- ①応募者：応募書類の作成、地元関係者調整
- ②港湾局：実証事業の実施
- ③車両メーカー：自動走行車両の開発・提供・点検保守
- ④公共埠頭使用者：実証事業実施場所の提供・管理、実証事業計画書の作成への協力

（4）検証項目

今後、港湾局において策定予定。

<検証項目（例）>

- ①直進走行精度・走行停止精度
- ②通路からはみ出し防止
- ③固定物との衝突防止
- ④荷役機器との連携

⑤強風雪等の特殊な走行環境・条件下でのRTK測位精度

(5) 情報の公表・公開

実証事業に係る計画及び結果の概要は、国土交通省が開催する検討委員会の資料として公表するものとし、一部の実証事業は報道関係者へ公開するものとする。

また、本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがある。

ただし、応募申請書に記載された内容等について、応募者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、応募者が申し出た場合、原則公開は行わない。

2. 応募の要件

2. 1 応募資格

港湾管理者

2. 2 応募要件

(1) 実証事業実施場所の要件

臨港地区内であり、かつ、強風雪等の特殊な走行環境・条件下での検証を行えること。

(2) 公共埠頭の要件

車両開発に必要なデータの収集及び、自動運転トラックの走行について、関係する公共埠頭使用者に説明し、無償での提供について了解を得ていること。

なお、時間的な制約や空間的な制約がある場合は、申請書にその旨記載すること。

3. 応募方法

3. 1 応募方法

(1) 提出書類

様式1の応募申請書に必要事項を記入の上、提出すること。

(2) 提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。郵送（書留郵便を除く。）又は電送（電子メール、ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

(3) 提出期限

令和3年7月28日（水）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省港湾局港湾経済課 港湾物流戦略室 岡田、關、中村

電話：03-5253-8111（内線46-855、46-643、46-644） 03-5253-8628（直通）

4. 応募後の流れ

4. 1 実証事業実施場所の選定

(1) 評価・審査の観点

募集期間中に応募のあった実証事業実施場所については、以下の観点に基づき、評価・審査の上、選定する。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合がある。

<評価・審査の観点>

- ① 応募の要件を満たしていること
- ② 実証事業を実施する上での制約の程度
- ③ 地元の関係者の協力の程度

(2) 選定方法

応募書類に基づき、学識経験者等で構成される検討委員会において応募要件・評価基準に係る審議を行い、その結果を聴取した上で、港湾局が実証事業実施場所を選定する。なお、応募状況によっては応募要件を満たしていても選定出来ない場合がある。

(3) 結果の通知

選定の結果については、応募者全員に対して書面により速やかに通知する。

(4) 選定後の変更等

応募書類の内容変更を行う場合には、あらかじめ港湾局に変更申請書を提出し、許可を得ること。また、選定後の具体的な協議により、実証事業の実施が不可能と判断される場合には、選定を取り消す場合がある。

4. 2 実証事業の実施

選定された応募者は、港湾局からの委託を受けた者が実施する実証事業の工程、実証内容、連絡体制等の具体的な内容をまとめた詳細な実証事業計画書の作成及び関係者調整に協力すること。